

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和六年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部財政課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…三
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…四
- 都道の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）…四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…九
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………（同）…一〇
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）の候補者届出書等の事前審査…（東京都選挙管理委員会）…一〇
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）…一〇

告示

- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）…一〇
- 東京都告示第千八十三号
令和六年十月九日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分した令和六年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。
令和六年十月二十五日
東京都知事 小池 百合子

専 決

令和6年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和6年度東京都一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,496,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,498,168,549千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08 国庫支出金		378,518,864	7,496,278	386,015,142
	03 委託金	8,380,634	7,496,278	15,876,912
歳 入 合 計		8,490,672,271	7,496,278	8,498,168,549

歳出 (単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 総務費		370,174,000	7,496,278	377,670,278
	07 選挙費	6,787,000	7,496,278	14,283,278
歳 出 合 計		8,490,672,271	7,496,278	8,498,168,549

●東京都告示第千八十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和六年東京都告示第百四十号によ
り指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項
において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと
おり告示する。

令和六年十月二十五日

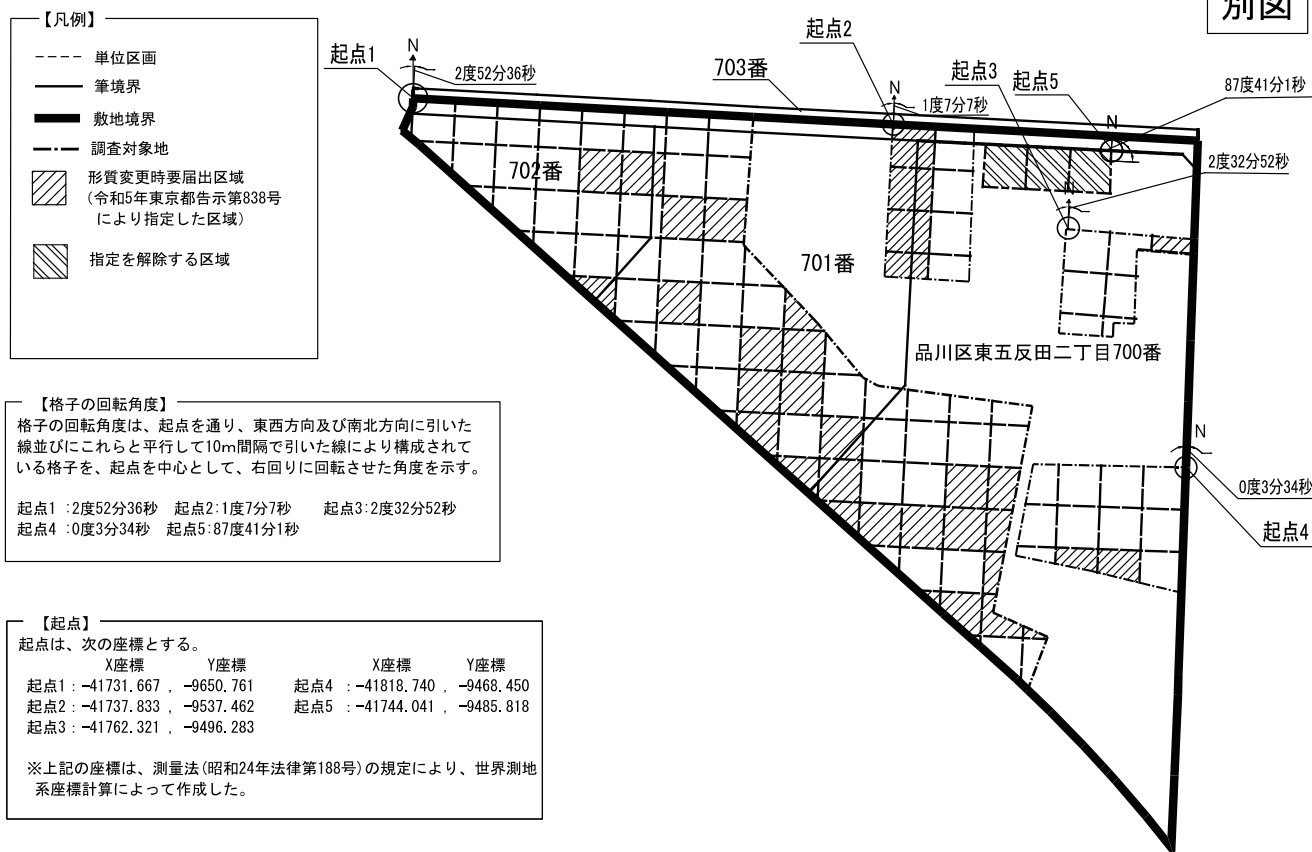
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東五反田
二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 クロロエチレン及び一・二―ジクロ
ロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の
実施

別図



●東京都告示第千八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】座標値一覧

地点名	X座標	Y座標
起点1	-38309.847	-8600.965
起点2	-38385.146	-8656.269
起点3	-38376.678	-8605.801
起点4	-38252.541	-8631.881
起点5	-38405.694	-8661.385

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨: 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第1225号で指定した区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第219号で指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第714号で指定した区域)
- ▨: 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

- 起点1: 3度54分14秒
- 起点2: 15度8分37秒
- 起点3: 7度17分40秒
- 起点4: 89度30分50秒
- 起点5: 8度57分51秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に愛知県豊田市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和六年九月三十日

●東京都告示第千八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

(一) 路線名

山田宮の前
八王子市上川町三千四百五十三番二地内から同所三千二百七十七番一地内まで

(二) 変更の概要

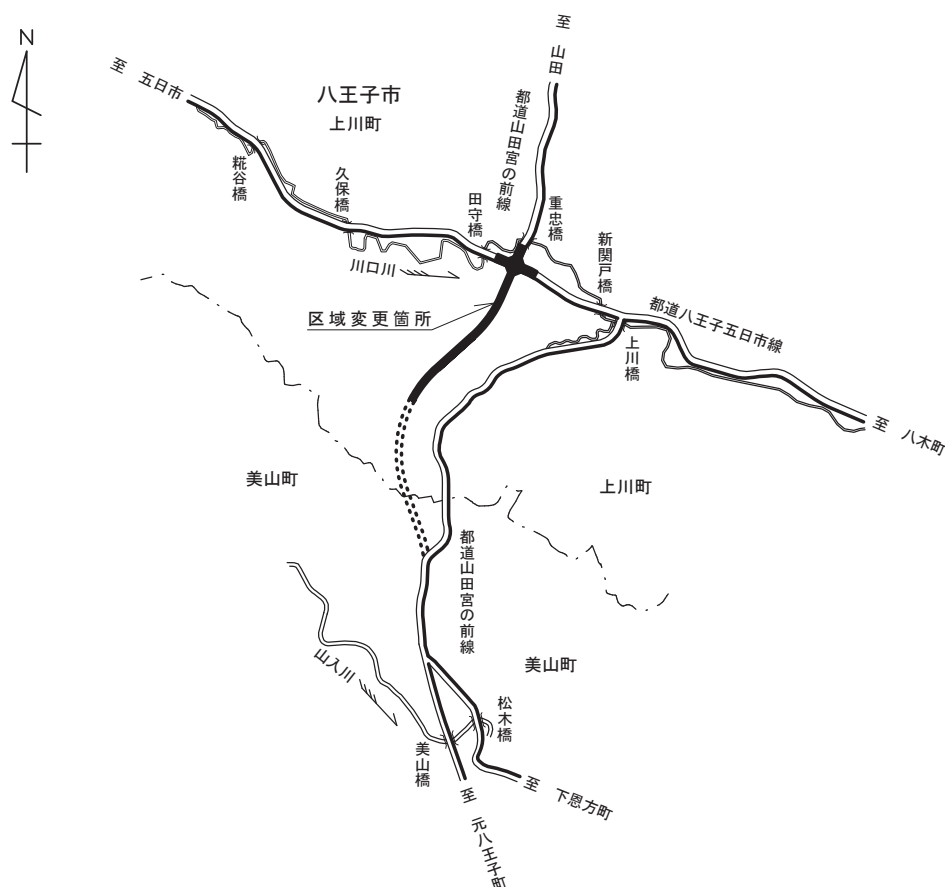
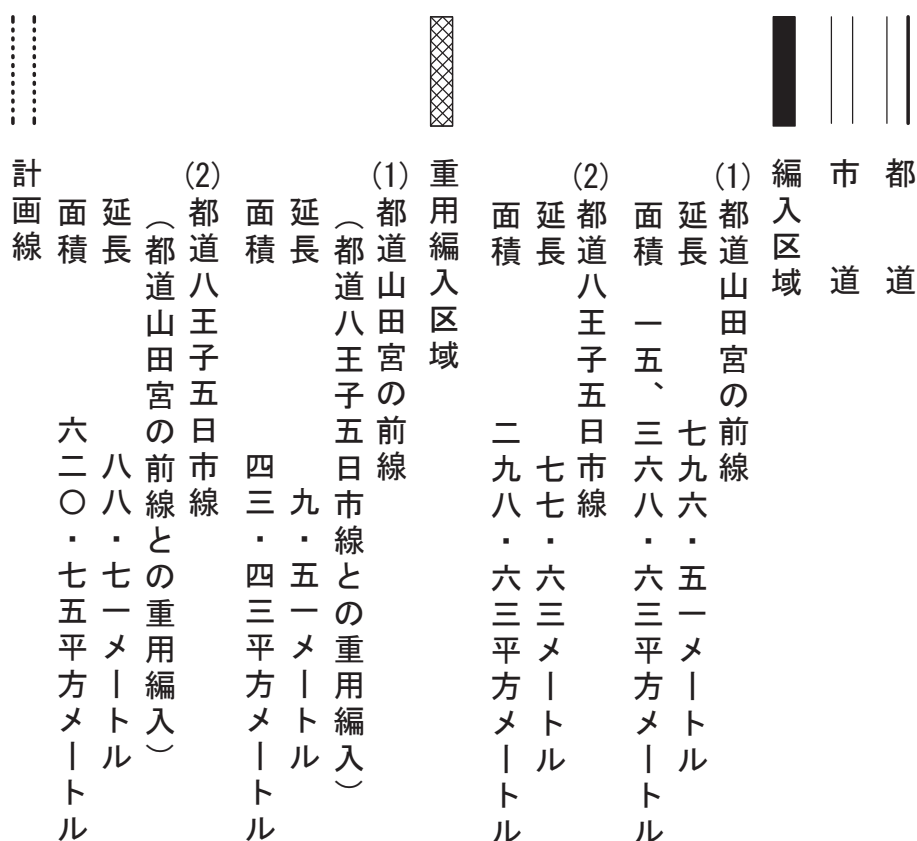
別図表示(1)のとおり

別図

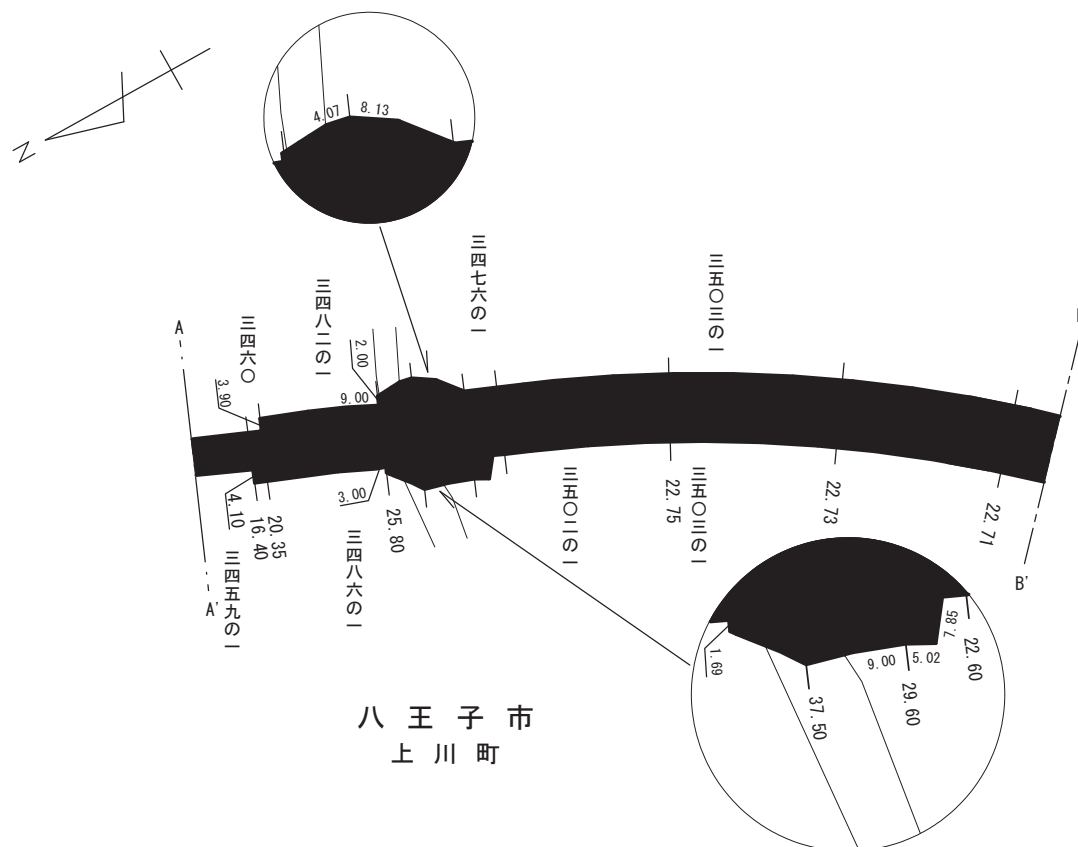
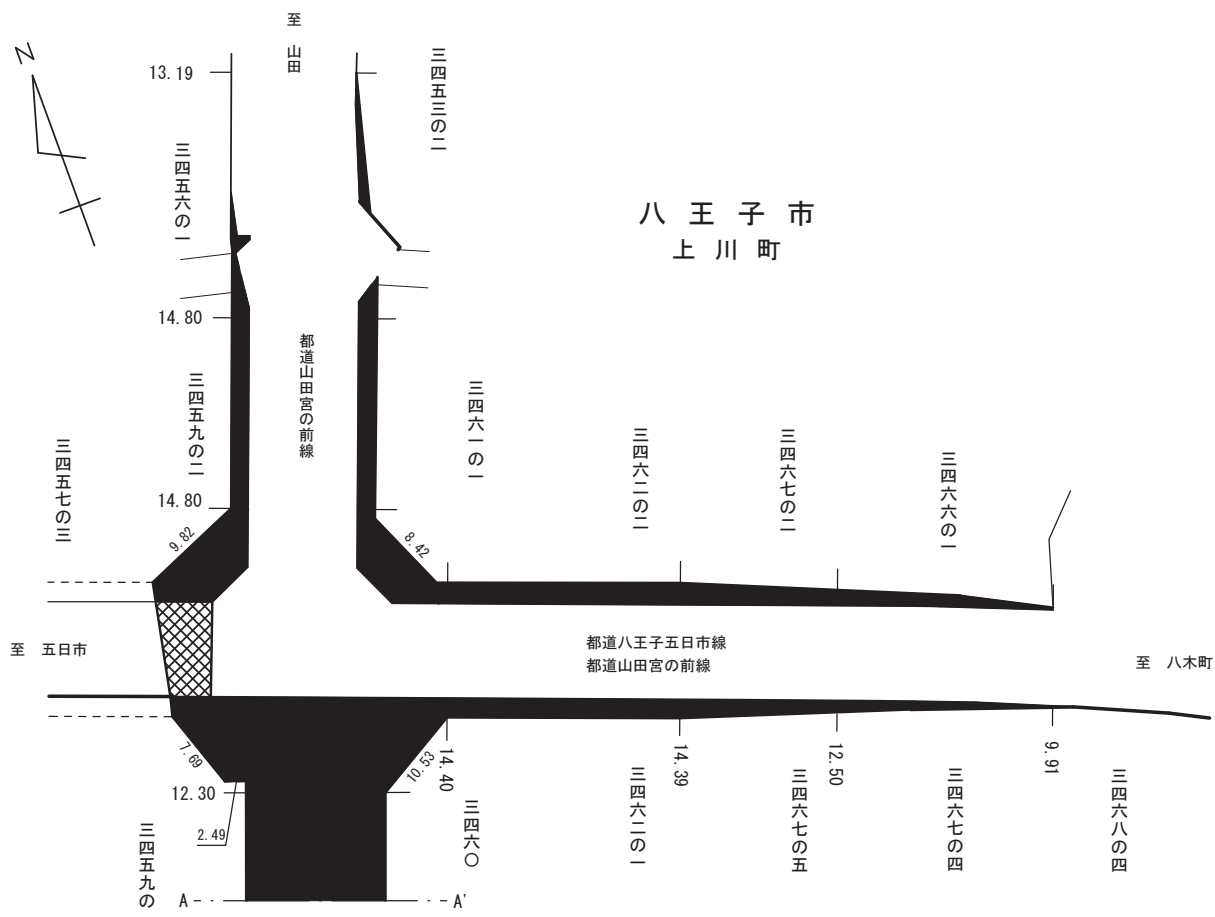
二(一) 路線名 八王子五日市
二(二) 変更の区間 八王子市上川町三千四百六十七番四地

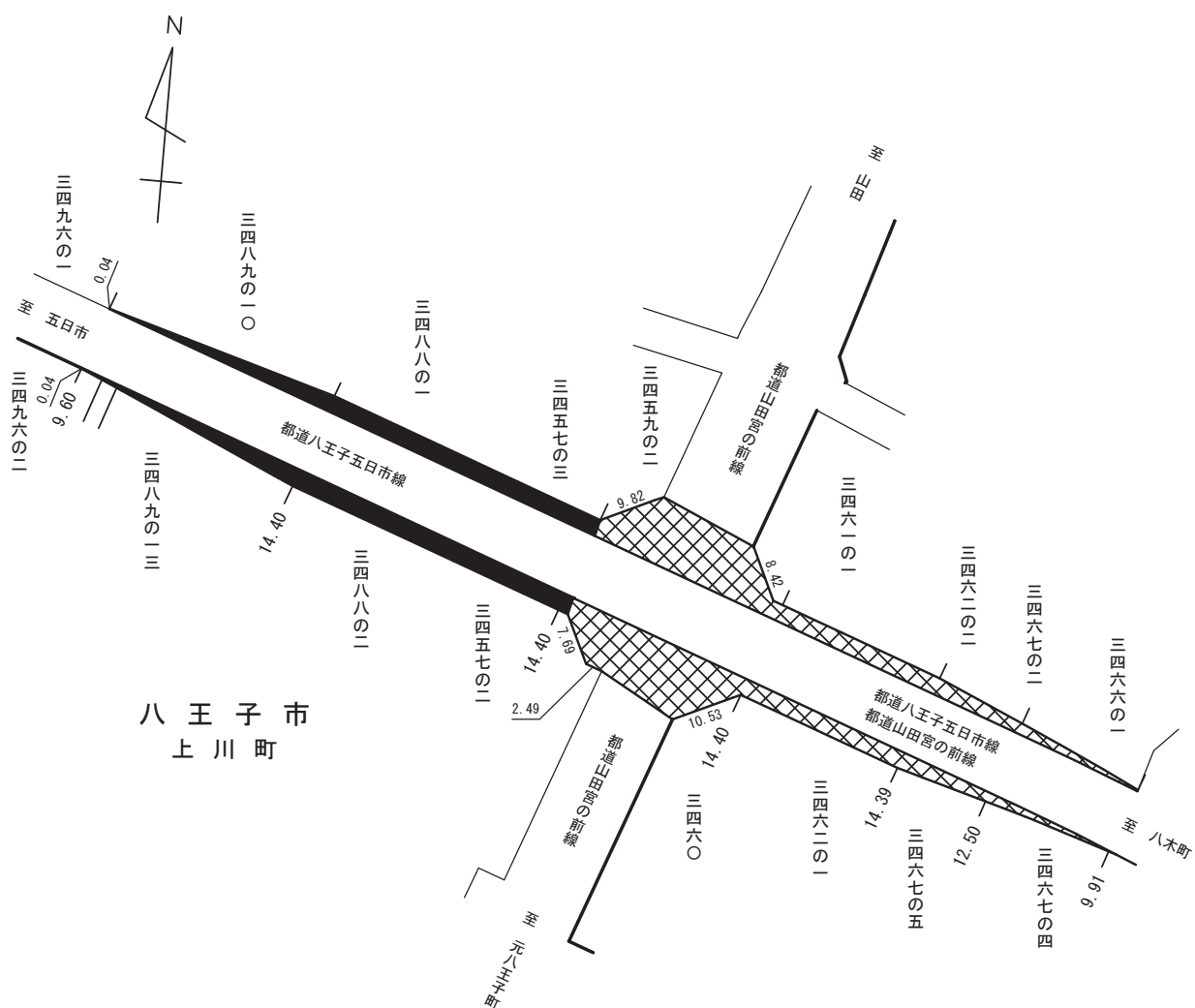
内から同所三千四百九十六番一地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

都道山田宮の前線
都道八王子五日市線
八王子市上川町地内
区域変更略図

(1) 都道山田宮の前線





●東京都告示第千八百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 山田宮の前

二 変更の区間 八王子市上川町三千二百七十七番一地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

から同市美山町千九百五十六番二地先まで

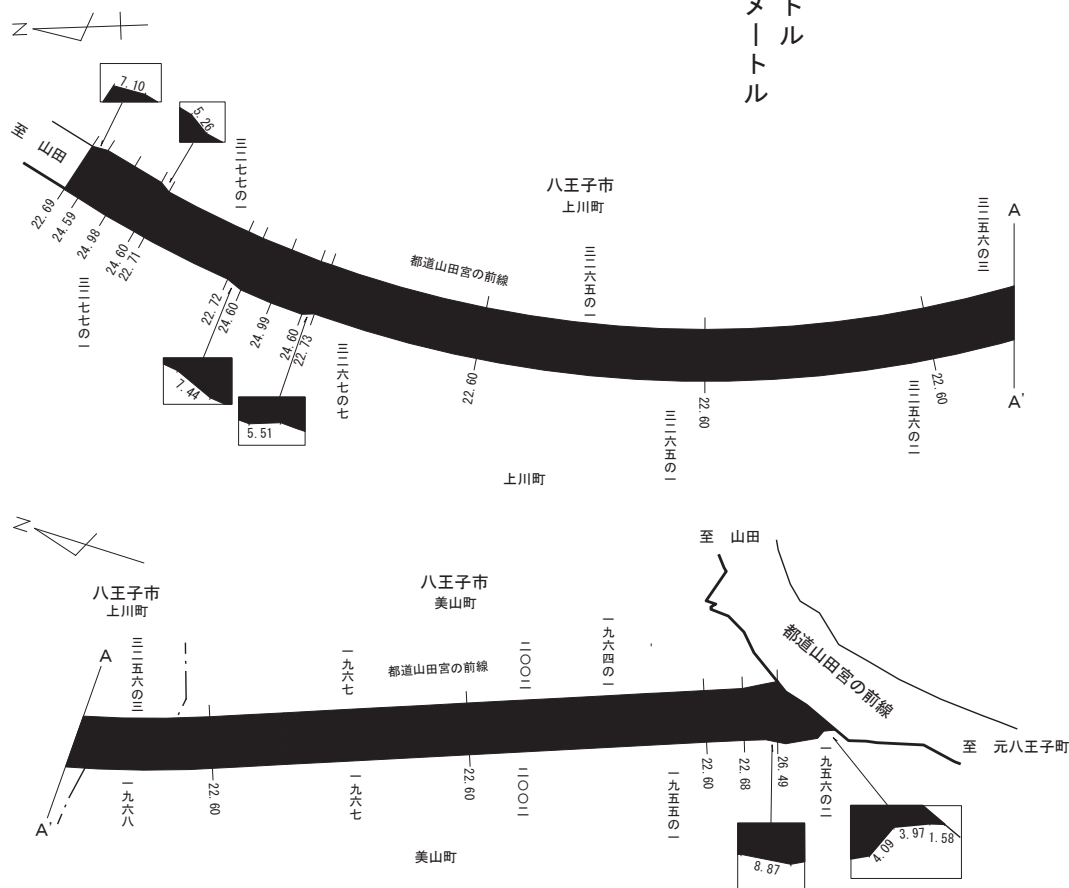
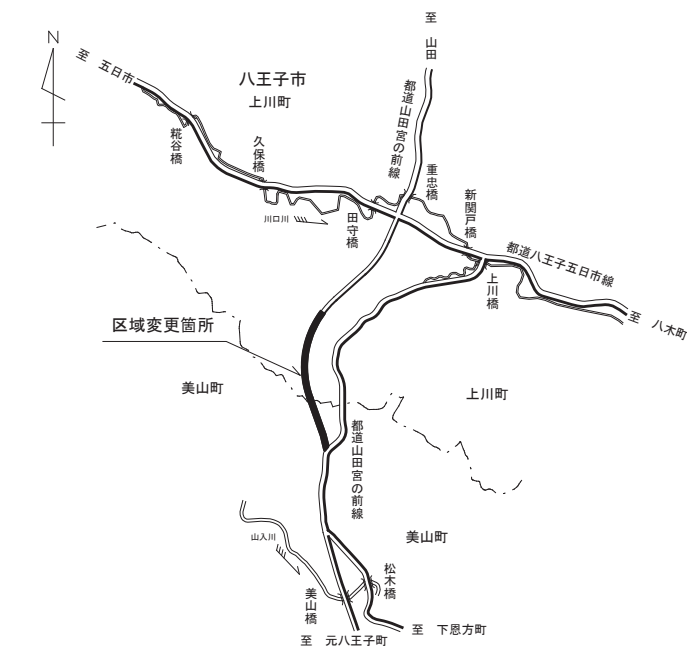
別図

都道山田宮の前線区域変更略図

八王子市上川町、美山町

都道
編入区域

延長 七六一・六メートル
面積 一七、一六七・一九平方メートル



●東京都告示第千八百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状八号線

杉並区高井戸西一丁目～高井戸東三丁目



延長 一、二三二・九四メートル

(電線共同溝予定名称 環状八号・九号)

備すべき道路を次のように指定する。

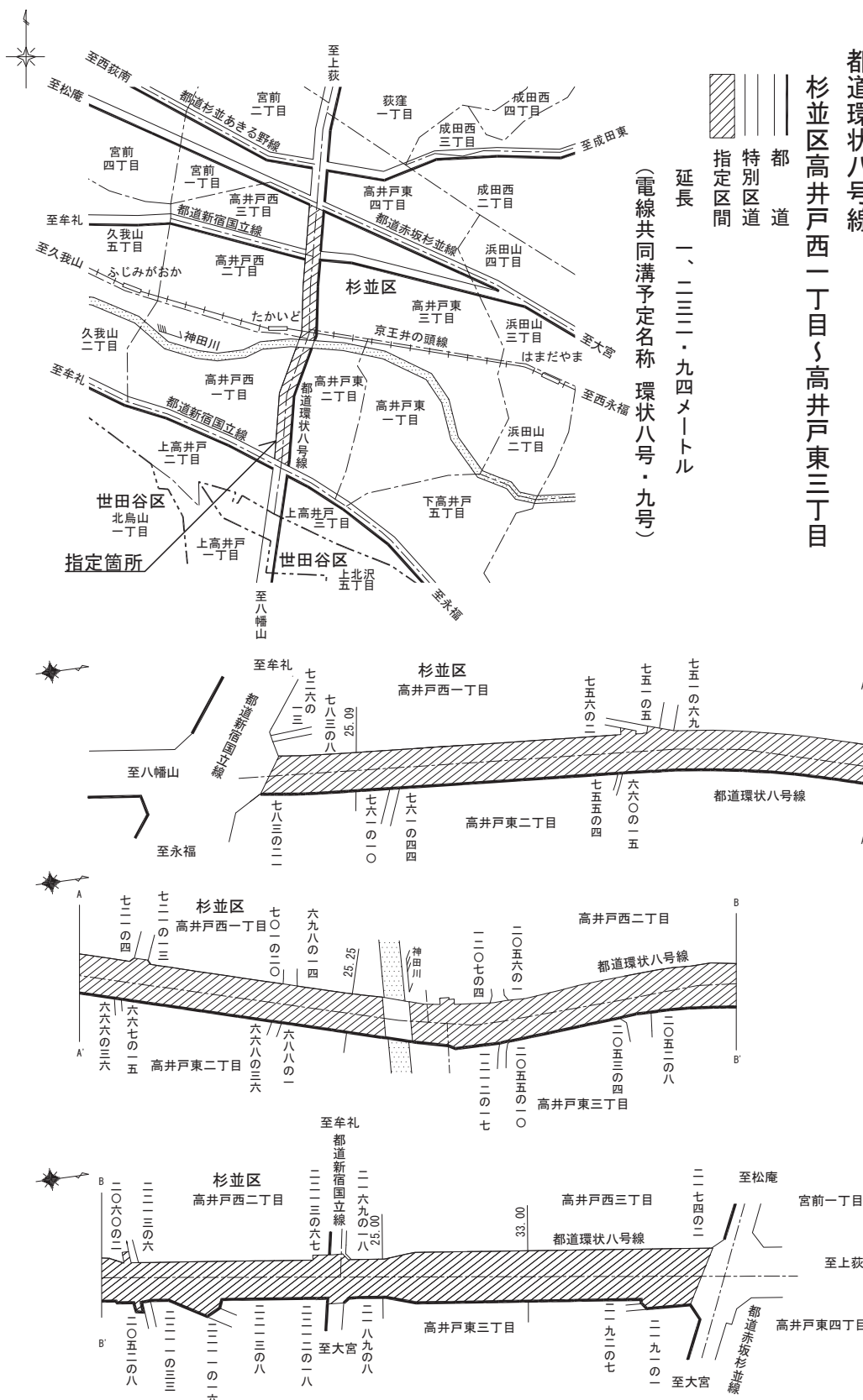
令和六年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道環状八号線

二 指定する区間
三 指定の概要

杉並区高井戸西一丁目七百八十三番八地先から同区高井戸東三丁目二千九百一十一番一地先まで
別図表示のとおり



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により、令和六年十一月十七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

令和六年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和六年十一月七日。ただし、年齢については、同月十七日
登録を行う日 令和六年十一月七日

公 告

東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）

の候補者届出書等の事前審査について

令和六年十一月十七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和六年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

日時 令和六年十月三十一日から同年十一月一日までの午前十時から午後四時まで
場所 武蔵野市役所西棟一階一一一会議室控室 武蔵野市緑町二丁目二番二十八号

局 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年十一月十七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）において、候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等（争訟を除く。）の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

一 令和六年十一月八日午前 武蔵野市役所本庁舎内八
八時三十分から午前十時 一会議室
まで 武蔵野市緑町二丁目二番二
十八号

二 令和六年十一月八日午前 武蔵野市役所西棟二階武蔵
野市選挙管理委員会事務局
武蔵野市緑町二丁目二番二
十八号

東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）

における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年十一月十七日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務